

JICQA 審査登録の適用規格及び認定範囲

1. JICQA の審査登録マネジメントシステムと認定機関

略語	マネジメントシステム	認定機関 ^{注1)}	適用規格
QMS	品質マネジメントシステム	JAB	JIS Q 9001(ISO 9001)
AS-QMS	航空宇宙品質マネジメントシステム	JAB	JIS Q 9100
		---	SJAC 9120
EMS	環境マネジメントシステム	JAB	JIS Q 14001(ISO 14001)
ISMS	情報セキュリティマネジメントシステム	ISMS-AC	JIS Q 27001(ISO/IEC 27001)
ISMS-CLS	ISMS クラウドセキュリティ	ISMS-AC	JIP-ISMS517 ^{注2)}
ISMS-PIMS	ISMS プライバシー情報マネジメントシステム	---	ISO/IEC 27701
ITSMS	IT サービスマネジメントシステム	---	JIS Q 20000-1(ISO/IEC 20000-1)
OHSMS	労働安全衛生マネジメントシステム	JAB	JIS Q 45001(ISO 45001)
HACCP	危害分析重要管理点 (HACCP) システム	---	Codex による HACCP ガイドライン ^{注3)}
FSMS	食品安全マネジメントシステム	JAB	ISO 22000
FSSC	食品安全システム FSSC 22000	JAB	FSSC 22000 ^{注4)}
BCMS	事業継続マネジメントシステム	---	JIS Q 22301(ISO 22301)
EnMS	エネルギーマネジメントシステム	---	JIS Q 50001(ISO 50001)
RTSMS	道路交通安全マネジメントシステム	---	ISO 39001
RPM-QMS	プラスチック再生材料品質マネジメントシステム	---	JIS Q 9091

注1) JAB : 公益財団法人日本適合性認定協会 Japan Accreditation Board

ISMS-AC : 一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター ISMS Accreditation Center

注2) ISMS (JIS Q 27001) 認証を前提として、ISO/IEC 27017 のガイドラインに沿ったクラウドサービスの情報セキュリティ管理を満たしている組織を、JIP-ISMS517 に基づき認証するスキーム

注3) FAO/WHO Codex 食品規格委員会による HACCP ガイドライン

Codex Alimentarius Commission: Hazard Analysis and Control Point System and Guidelines for its Application (Annex to CAC/ RCP 1-1969, Rev. 4, 2003)

注4) ISO 22000、セクターPRPs に対する技術仕様書及び追加要求事項に従った食品安全システムに対する FSSC 22000 認証スキーム

2. JICQA 認定範囲

(1) QMS、AS-QMS、EMS

●：認定 ■：限定認定

分類番号：認定範囲	適用規格 認定機関	JIS Q 9001 (ISO 9001) JAB	JIS Q 9100 JAB	JIS Q 14001 (ISO 14001) JAB	JIS Q 45001 (ISO 45001) JAB
1：農業、林業、漁業		●		●	
2：鉱業、採石業		●		●	
3：食料品、飲料、タバコ		●	●	●	
4：織物、繊維製品		●	●	●	
5：皮革、皮革製品					
6：木材、木製品		●		●	
7：パルプ、紙、紙製品		●	●	●	
8：出版業		●		●	
9：印刷業		●		●	
10：コークス及び精製石油製品の製造		●	●	●	
11：核燃料		●			
12：化学薬品、化学製品及び繊維		●	●	●	
13：医薬品		●		●	
14：ゴム製品、プラスチック製品		●	●	●	
15：非金属鉱物製品		●	●	●	
16：コンクリート、セメント、石灰、石こう他		●	●	●	
17：基礎金属、加工金属製品		●	●	●	■注3)
18：機械、装置		●	●	●	
19：電氣的及び光学的装置		●	●	●	
20：造船業					
21：航空宇宙産業		●	●	●	
22：その他輸送装置		●	●	●	
23：他の分類に属さない製造業		●	●	●	
24：再生業		●		●	
25：電力供給		●		●	
26：ガス供給				●	
27：給水		●		●	
28：建設		●		●	
29：卸売業小売業、並びに自動車、オートバイ、個人所持品及び家財道具の修理業		●	●	●	
30：ホテル、レストラン		●		●	
31：輸送、倉庫、通信		●	●	●	
32：金融、保険、不動産、賃貸		●	●	●	
33：情報技術		●	●	●	
34：エンジニアリング、研究開発		●	■注1)	●	
35：その他専門的サービス		●	●	●	
36：公共行政		●		●	
37：教育		●	●	●	
38：医療及び社会事業		●		●	
39：その他社会的・個人的サービス		■注2)		■注2)	

注1) 71.1 建築業務、エンジニアリング業務及び関連する技術コンサルタント業務、74.9 他の分類に属さないその他の専門的、科学的及び技術的業務に限る

注2) 94.91 宗教団体の活動、94.92 政治団体の活動を除く

注3) 24 基礎金属の製造業(24.46 核燃料加工工業を除く)に限る

(2) FSMS

●：認定 ■：限定認定

コード	カテゴリ	認定機関 JAB
A	畜産・水産（動物生産）又はこれらの採取業	●
B	農業又は作物の取扱い	
C	食品、原料及びペットフードの加工	■注1)
D	飼料及び動物用食品の加工	
E	ケータリング/フードサービス	●
F	取引、小売り及びE コマース	●
G	輸送及び保管サービス	
H	サービス	●
I	包装資材の製造	●
J	用具	
K	化学及びバイオ化学薬品	●

注1) ただし、動物性原料のみによるペットフードの加工、植物性原料のみによるペットフードの加工、傷みやすい動物性・植物性混合材料によるペットフードの加工、及び常温保管するペットフードの加工を除く

(3) FSSC

●：認定 ■：限定認定

クラス	コード	カテゴリ	コード	サブカテゴリ	認定機関 JAB
人及び動物用 食品の加工	C	食品、原料及びペット フードの加工	CO	畜産・水産—第一次処理	■注1)
			CI	傷みやすい動物性製品の加工	
			CII	傷みやすい植物由来の製品の加工	
			CIII	傷みやすい動物性及び植物性製品の加工（混合製品）	
			CIV	常温保存製品の加工	
包装材	I	包装資材の製造			●
バイオ/化学薬 品	K	バイオ/化学製品の製造			●

注1) ただし、CIにおける動物性食品のみからなる傷みやすいペットフードの加工、CIIにおける植物性食品のみからなる傷みやすいペットフードの加工、CIIIにおける混合製品からの傷みやすいペットフードの加工、及びCIVにおける常温保存するペットフードの加工を除く